

Japan tax alert

EY税理士法人

オーストラリア、2017年7月1日 から国境を越えたデジタル財の 供給にGST課税、少額輸入貨物 には2018年7月1日から

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

この度、オーストラリア政府は、物品・サービス税(以下、「GST」)の課税対象範囲について、国外サプライヤーが供給する少額輸入貨物とデジタル製品に拡大する改正案を法制化しました。デジタル製品への課税は2017年7月1日から開始されましたが、少額輸入貨物に対する課税はその1年後の2018年7月1日から開始される予定です。これらの措置の詳細は、以下の通りです。

少額輸入貨物への課税

- ▶ 1,000豪ドル以下の価格で消費者向けに売買される商品のうち、海外から輸入されるものについては、2018年7月1日以降GSTの課税対象となり、当該販売において売手はGSTを徴収する必要があります。このため、商品の販売者はオーストラリアにてGSTの課税事業者登録を行う必要があります。
- ▶ ただし、オーストラリアに関係する売上高が75,000豪ドル未満で、電子配信プラットフォーム又は商品配送業者経由での販売を行わない場合は、GSTの課税対象にはならず、GSTの課税事業者登録も必要ありません。
- ▶ 一方、商品価格が1,000豪ドルを超える場合、通常の輸入通関手続きに従い、輸入者となる消費者は輸入通関時にGSTを支払う必要があります。
- ▶ 輸入通関時に税関が課税するのではなく、売手がその販売においてGSTを課税する当該モデルは、オーストラリア政府の生産性委員会(Productivity Commission)によってさらなるレビューが実施される予定ですが、2017年6月26日に発効された法律にはすでに盛り込まれています。

デジタル財と役務への課税

国外サプライヤーによるオーストラリアの消費者へのデジタル財及び役務の供給が、2017年7月1日よりGSTの課税対象となりました。これには、動画のストリーミング、音楽やアプリのダウンロードなどのデジタル製品に加え、消費者向けのサービス、一部の金融商品、権利、ゲーム製品及び保険などの無形資産の供給にも適用されます。ただし、デジタル財や役務の供給が

一般消費者向けでないことを非居住者が適切な段階を踏んだ検証により結論づけられる場合はこの限りではありません。また、GSTの課税義務を電子配信プラットフォーム運営者に移すことも可能で、その様な措置を行った場合も課税義務は免れられます。一方、非居住者には、GSTの課税事業者登録を限定的な形式で行うことで納税申告の負担を軽減させる措置等の選択肢もあります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
古市 泰之	マネージャー	+81 3 3506 1286	yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170710

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp